

**佐々木委員**

私の方から、まず、県営住宅について質問させていただきたいと思います。

先般の本会議の一般質問でも、私はストック総合活用計画について質問をさせていただきまして、知事から様々御答弁をいただいたわけでございます。本日は、そのストック総合活用計画を含めて、県営住宅の駐車場問題について何点かお伺いをします。

まずは根本的なことだと思いますが、駐車場の整備についてお伺いします。県営住宅の中で駐車場のあるところとないところとがあります。整備状況も含めて、あるところとないところがあるのは、なぜなのか伺いたたいと思います。

**県土整備部参事（県営住宅担当）**

県営住宅の駐車場整備につきまして、まず、現在建替えを行っている団地につきましては、必要となる駐車台数を勘案の上、団地が所在する市町と調整の上、設置台数を決めています。次に、既存の団地につきましては、三つ、四つ要件がございます。まず、団地自治会の総意の上、駐車場設置の要望があること、二つ目には、団地内の生活上安全な位置に駐車場としてふさわしい用地があること、三つ目には、団地内敷地の管理に支障がないこと、これも防災対策とか安全性とか、そういうことでございます。四つ目には、1箇所当たり5台以上保管が可能な用地があること、こういった要件を満たすところにつきまして、順次駐車場の確保に努めているところでございます。

なお、平成19年4月1日現在の整備状況でございますが、県営住宅全体、団地ベースで約8割に駐車場が設置済みでございます。また、管理戸数ベースでいきますと、約3割の駐車場を整備しております。

**佐々木委員**

駐車場が現在ない県営団地についてはなぜないのか、お伺いします。

**県土整備部参事（県営住宅担当）**

公営住宅の駐車場整備につきましては、平成8年に公営住宅法が改正されまして、県営住宅駐車場、公営住宅駐車場が公営住宅の共同施設として位置付けられまして、それから計画的に進めてございます。したがって、古い団地につきましては、そういった駐車場を最初から設置するという、そういう計画ではありませんでしたので、既設の団地につきましては、そういった形の制約から整備されていない状況にあります。しかしながら、先ほど申しましたように、既設の団地につきましても、諸条件を充足した場合は順次増やしているところであります。

**佐々木委員**

例えば、私の地元の相模原市の並木団地というのがありますが、そこは駐車場がないわけでありまして。住民からは、団地の敷地内に駐車場を確保してほしいという、そういう要望もあります。その中で私も現地を見てきたところでは、植栽等を削っていけば駐車場を確保できるスペースが十分にあるというような認識をしておりますけれども、その辺につきまして、どういうルートを経れば、駐車場を整備することが可能なのかお伺いします。

### 県土整備部参事（県営住宅担当）

先ほど申し上げましたような既設の団地である並木団地については、現在駐車場が整備されていない状況にあります。委員のお話にありましたように、植栽等を削れば場所が確保できるのではないかというお話も頂戴いたしました。したがって、今後、手順といたしましては、自治会の代表の方が指定管理者や、住宅営繕事務所の方に相談していただくこととなります。繰り返しでありますけれども、団地自治会の総意とか、あるいは一定のスペースが確保できるとか、そういった諸条件がございまして、また、植栽につきましても、やはり一定の植栽も必要でありますので、そういった点を調整させていただくという条件をクリアいたしましたら、県としては順次進めてまいりたいと、以上のように考えております。

### 佐々木委員

ストック総合活用計画の中で、上溝団地が挙がっておりますけれども、この上溝団地は、どのぐらいの割合で駐車場が今後整備されるのか、あるいはされないのか、それを教えてください。

### 県土整備部参事（県営住宅担当）

上溝団地につきましては、今後建替えを進めていくということでございますので、先ほど、冒頭申しましたように、これから需要も見極めながら、地元相模原市と協議いたしまして、市の方の開発指導要綱で一定の整備率もありますので、そういった点も勘案しまして、協議して進めてまいりたいと、かように考えております。

### 佐々木委員

ストック総合活用計画は平成17年度に見直されて新しいものができたわけでありましてけれども、県有財産の有効活用ということを考えると、県営住宅内の駐車場は、近隣に対する影響も考えて、私は非常に必要性が高いと思っております。総合活用計画の中では、横浜市、川崎市が30%で、中核都市に準ずるところの市が50%で、その他のところが90%確保するという、一応そのような設置率があるとはお聞きをいたしましたけれども、今の並木団地についてのお話からしますと、自治会の総意がなければいけない。それから、指定管理者、営繕事務所に行つてというようなお話でありますけれども、私は住民の総意がなければいけないという受身の、申し出があればやるというような姿勢というのはいかがなものかと思えます。

神奈川県県営住宅ストック総合活用計画は、県、行政側が住民の意見を聞いて総意でやっているわけではなくて、例えば上溝団地におきましては、平成17年に着手となっていたものが、一般質問でも言いましたけれども、平成27年に着手ということで、10年も延びているわけです。それは住民の意見を聞いて10年延ばしたのか、総意を聞いたのか、総意があったのかということになると、それは団地の人に聞いても、急に決まって、事前の説明は特にないというようなことでありました。一方で、並木団地の駐車場確保については、住民からの意見があれば、住民からの総意で県の方に指定管理者、あるいは営繕事務所を通じてそういう要望があればやるということで、片や勝手に総合活用計画を決めておいて、駐車場についてはこちらが主体的ではなくて、住民の総意があつて要望があればやるというのは矛盾していると思えます。いかがでしょうか。

### 県土整備部参事（県営住宅担当）

駐車場の整備に当たりましては、いろいろ関係者の御意向もあるということで、申請に当たりましては全員の総意と、こういうふうに申し上げてございます。県営住宅の駐車場整備をするということにつきましては、これまでも計画的に建替え団地、あるいは既存のものにつきましても進めております。指定管理者や住宅営繕事務所でも、次に整備する地域を計画する過程で自治会ともいろいろ調整させていただいています。その過程である程度の住民の合意形成ができましたら、実際の申請をするかどうか検討していただくわけですが、そういう際には反対意見が出ることもありますので、申請をするときは総意でしていただくということでもあります。すべて受身でやっているわけではなく、駐車場整備については従来から計画的にやっております、ちなみに平成18年度につきましては、建替え団地は130台、既設団地が54台、合計184台ということで、常日ごろ自治会からもいろいろ話をお伺いしながら進めていると、こういったところでございます。

### 佐々木委員

並木団地の自治会の方からは、実際の問題としてどういうふうに団地内の駐車場を整備してもらえるのか分からないという、そういう現場の声があるから私は今こういう質問をしているわけでありまして、要するに営繕事務所が住民の意見を聴取しているというのであれば、そういうやり方が分かっているはずだと思います。県の側が営繕事務所にどういう指導をしているのか、協議会などでどういう問題点が抽出されてそれを話し合っているのか、その辺をお聞かせください。

### 県土整備部参事（県営住宅担当）

駐車場整備につきましても予算要求して整備するというので、当然予算要求に当たりまして、住宅営繕事務所等を通じましていろいろ駐車場整備の希望を聞いて進めておるわけです。したがって、十分営繕事務所や指定管理者に、更に一層趣旨を徹底したいと思いますが、仕組みとしましては新年度の予算編成前にいろいろ需要を見極めて、財政状況を勘案しながら新年度の整備台数を決めると、こういう仕組みでございます。

### 佐々木委員

特に並木団地の居住者の方は、駐車場がないから地域の有料駐車場を借りているわけです。そこにだんだん住宅が建ったりして、地域の駐車場も減ってきているというような中で、民間の有料駐車場も順番待ちというような状態になっているわけでありまして。それで、県営団地の中の方は県営団地の中に駐車場があれば、私たちも順番待ちじゃなくてもいいのというようなお声も、地域の方々からあるわけでありまして。そういうことを考えて、営繕事務所なり指定管理者の方々から積極的に、主体的にこの団地については駐車場が必要なかどうかということを考えて、取り組んでいく。そういうことが私は必要ではないかというふうに思っております。そういう意味で、その内容についてもう少し詳しく教えていただけますか。

### 県土整備部参事（県営住宅担当）

再度、住宅営繕事務所、指定管理者にも事情を確認いたしまして、今お話のありました並木団地につきまして、駐車場設置が可能かどうか、十分検討してまいりたいと思います。

## 佐々木委員

次に、また一方では、また相模原市の話になりますが、上矢部団地というところがあります。そこについては、先日参事からお話も伺いましたが、これは県全体についてある話かと思いますが、今駐車場の利用率、これが88%であるというふうに聞いております。残りの12%は、空いているわけでありまして。その空いている部分についてどのような対応をしているのかというのと、U字溝みたいなブロックを置いて、だれも駐車できないようにしている。その理由は、駐車料金をきちんと払って借りている方との差別化で、無料で勝手に駐車されることを防ぐために、そういうU字溝みたいなブロックを置いているというお話でありました。けれども、有効活用ということを見ると、駐車場全体の12%が県有財産として生かされていないということになるわけでありまして。そのような状態に対する考え方について、どうしていこうと思っているのか、お聞きします。

### 県土整備部参事（県営住宅担当）

上矢部団地の駐車場については、全体の12%が空き駐車場という状態があります。これにつきましては、神奈川県県営住宅ストック総合活用計画に、福祉車両やアクセス車両等への駐車スペースの提供による県有財産の有効活用を、委員のおっしゃいましたような視点で、盛り込むことができるのかということについて今検討しているところでございます。

## 佐々木委員

上矢部団地は、世帯数に対する割合で何%ぐらい駐車場が整備されているのか教えてください。

### 県土整備部参事（県営住宅担当）

上矢部団地につきましては、現在管理戸数が514戸、それに対しまして駐車場の数が251、パーセントにしますと約49%となっております。

## 佐々木委員

昨年の9月の本会議で、我が党の小野寺議員が質問に立たせていただいたときに、県営団地の有効活用について、福祉車両、介護車両の駐車スペースのようなものの確保をしたらどうかということで、知事の方からも、順次そういうスペースの確保についてできるものからやっていきたいという御答弁があったように聞いております。実際に、本年の2月から横浜市瀬谷区の県営瀬谷団地細谷戸住宅において、一部そのような試みをやり始めたということもあります。ただ、もう少し有効活用ということについて考えていただきたい。今県営団地の居住者の方も非常に高齢化が進んでいて、民間の介護サービス車両等の出入りするケースも多くなってきていると思っております。そういう中で、団地の中の駐車場以外の場所に駐車しますと非常に危険性もあるし、トラブルのもとでもあるということから、県がもっと主体的に介護車両に限定して、自治会等で決まったいろいろなルールにも配慮して、もっと主体的に福祉車両のスペースを確保していく。特に利用率が88%で12%余っているわけでありまして、県全体の県営団地の中でそのような取組を主体的にしていけば、駐車場にブロックを置くことで住民から県有財産の無駄だという声が出ることも、だんだん減ってくるのではないかと思います。ですから、

自治会の要望があつてからするということではなくて、行政側、県の方からもそういう取組を指定管理者を通じたり、営繕事務所を通じて、どんどん主体的にやっていっていただきたいと思いますが、その辺りをどう考えているかお聞きします。

#### **県土整備部参事（県営住宅担当）**

先ほど委員のお話にありましたように、空き駐車場があることも事実でありまして、有効活用していきたいという話を申し上げました。昨年4月にスタートしました神奈川県県営住宅ストック総合活用計画でも、そういった福祉車両のアクセス改善ということをお早急に進めております。さらに、昨年の本会議でも御質問いただきまして、そういったことを踏まえまして、委員のお話にありましたように、まず試行的に実施しようということで、県営瀬谷団地細谷戸住宅について、平成19年2月から試行しております。

内容を申し上げますと、どの団地で試行するか決めるため、指定管理者を通じて幾つかの自治会に意向を確認しまして、非常に積極的でありました県営瀬谷団地細谷戸住宅の自治会と話が進んだということでございます。具体的には、35棟ございまして、1棟当たり2戸分ということで、計70戸分用意いたしました。検証した結果としましては、おおむね好評でありまして、利用状況としても比較的よく使われているということでございます。

委員からお話がありましたように、今後、更にどうするかということでございますけれども、やはり先ほどの趣旨からいきまして、今1箇所でありますけれども、私どもとしましては、時代の要請でもありますので、できるだけ指定管理者あるいは営繕事務所の方から積極的に自治会に働き掛けまして、少しでもこれが広まるように努めてまいりたい、かように考えております。

#### **佐々木委員**

あと、県営住宅内の駐車場の使用料についてお伺いしたいと思います。

使用料の決定について、どのようになっているか、まずお伺いします。

#### **県土整備部参事（県営住宅担当）**

県営住宅駐車場使用料につきましては、神奈川県県営住宅条例で、駐車場の毎月の使用料は近傍同種の駐車場の使用料との均衡を勘案して知事が定めると、こういうことになっています。具体的には、先ほどと同じように、平成8年の公営住宅法の改正で導入したものでございます。改正法の施行が平成10年でありましたので、お答えとしては、3年おきにその団地が所在する近傍の駐車場の使用料を調査して、その平均値をもってきて規定し、それを3年間適用するということとなります。平成10年に始めまして、平成10年、13年、15年、18年ということで、19年、本年度からまた新しい使用料を適用しているということでございます。

#### **佐々木委員**

周辺地域の駐車場をピックアップして選んでいるということでもありますけれども、どのように抽出して選んでいるのかということをお聞きします。

#### **県土整備部参事（県営住宅担当）**

駐車場使用料算定の考え方は、先ほど申しましたように、近傍同種の駐車場使用料との均衡を勘案するということになりまして、県営住宅は現在223ございまして、県

下一律に決めるのではなくて、一つ一つの団地の周辺の駐車場を定点的に比較するというので、数箇所調査してその平均になっていると思います。実際は3箇所の平均を出す方法でございます。県営住宅一つ一つの団地が所在するところの周辺の駐車場を定点観測的に調査しています。

#### **佐々木委員**

そこが私は一番聞きたいところなのですが、定点、周辺3箇所をどういうふうを選んでいいのか、それが知りたいところです。駐車できる範囲というのは大体何百メートルとか、何キロメートル以内とか歩いてその駐車場まで行けるということになるとは思うのですが、選び方が余り詳しく決まっていなければ、たまたま高額な駐車場3件を選んである場合もあると思います。周辺に10件あったとしたら、高額な方の3件を選んでいけば、高額な方の設定の平均になってしまう。低額な方を選んでいけば低額な方の3件の設定になる。その辺を精査して、しっかりと見極めて取り組んでいるのかというところをお伺いします。

#### **県土整備部参事（県営住宅担当）**

あくまで考え方は近傍同種の駐車場使用料の平均ということでございますが、県営住宅の駐車場ということも加味いたしまして、余り負担が大きくならないようにしながら、平均的なところを抽出してやっているというところでございます。

#### **佐々木委員**

横須賀のかもめ団地等では、住民の方から駐車場料金が低いという意見が出たために、少額だけれども額が下がったという回答もいただいております。県営住宅に入っている方々は、比較的所得者の方が多いとお伺いしておりますので、そういう意味では、調査する周辺駐車場を3件に限定せず、周辺の駐車場全体の使用料をおおまかに把握して、その低い方の3件の平均を設定するとか、そういう配慮があっても私はいいのではないのかと思います。そういう意味で、要望でありますけれども、今後、個々の団地の状況とか周辺の環境、そういうものをよく調査した上でいろいろな設定、また取組を行っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

昨日も石井委員等から御質問がございましたけれども、仮称ですけれどもかながわのみちづくり計画の策定について、お伺いします。

道路整備と維持管理を合わせた総合的なみちづくり計画を取りまとめたということをお聞きしておりますけれども、神奈川県では、交通渋滞が全国ワースト3位というようなことも先日お聞きいたしました。委員会の説明でもお聞きしましたがけれども、このワースト3位である理由とその分析、なぜそうなっているのかということについて、どういう状況なのかまずお伺いします。

#### **道路整備課長**

なぜワースト3位かということでございますけれども、神奈川県現在の道路に対して、交通の需要というものが非常に多いということが、まず第一に挙げられます。具体的には大体約3倍ほどの需要がございます。それと、あとは、神奈川県の場合、大きな川ですとか、あるいは鉄道ですとか、いわゆるボトルネックと言われているところが多々

ございまして、そのようなところを中心にいたしましてかなり渋滞が目立っていると、こういう状況でございます。

**佐々木委員**

全国ワースト1位と2位はどこか、教えてください。

**道路整備課長**

東京都と、それから大阪府でございます。

**佐々木委員**

今回の、仮称ですけれども、かながわのみちづくり計画の策定の進め方としまして、平成9年度から18年度までにやっておりました新みちみらい計画と比較しますと、どんな点が違うのかお伺いします。

**道路整備課長**

まず、計画の策定の手順というものが大きく異なっております。この策定手順でございますが、(仮称)かながわのみちづくり計画につきましましては、県では初めての試みといたしまして、県民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施いたしました。そういった県民参加の手続を行ったということと、それから、学識経験者などで構成いたします第三者委員会を設置いたしまして、委員会からの御意見を伺いながら計画策定に取り組んでまいりました。こうした点が、新みちみらい計画と大きく異なる点でございます。

**佐々木委員**

今課長にお話をいただきました県民ニーズの把握についてお伺いしたいと思うんですが、私は県民の目線に立って道づくりをしていくというのは、非常にいい視点だと思っております。逆に言えば当たり前だなというふうにも思っておりますが、県民ニーズの把握について、どのような手法で県民参加の手続きを行っていったのか、報告でも若干ありましたけれども、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

**道路整備課長**

まず、県民参加用の冊子を作成いたしまして、これを配布して御意見をいただくという方法をとっております。県政情報コーナーなどの県機関をはじめ、各市町村の窓口にも配布するとともに、県政モニターとか、あるいは自治会、さらには経済団体にもお願いをして配布させていただきました。このほか、県のホームページにも冊子と同じ内容を掲載いたしまして、電子メールにより御回答をいただけるようにもしました。

**佐々木委員**

モニターした方の全体の数、人数というか、戸数というか、それをお聞きします。

**道路整備課長**

このアンケート調査は、平成18年8月7日から9月4日まで、約1箇月の期間に実施をいたしまして、配布の数でございますが、総計で約1万2,000部でございます。

**佐々木委員**

配布の数と、回答があったというか、情報を得た数と同じでいいんですか。

**道路整備課長**

配布の部数が1万2,000部でございますが、回収をした数というのは3,169でございます。この中には郵送もございまして、あるいはメールでいただいたものもございまして。

## 佐々木委員

4分の1の回答があった、3,169の回答、その回答の中身についてお伺いしたいのですが、県民のアンケート調査の結果、内容的に道路整備に対するどのような県民のニーズがあったのか、どのような特徴があったのか、そこを詳しく教えていただきたい。

## 道路整備課長

アンケート調査では、交通渋滞の緩和をはじめ、道路整備が担う様々な役割を四つの柱に体系的に整理をいたしまして、県民の皆様にお示しして、それぞれの役割に対する県民ニーズを把握することといたしました。その四つの役割について具体的に申し上げますと、まず1点目は、既存道路の拡幅やバイパス整備による交通渋滞の緩和という視点、2点目は、交通安全対策や災害に強い県土づくりの基盤となる道路整備、3点目は、自動車からの排出ガスの低減などによる環境の改善といった視点、4点目は、産業拠点や観光地へのアクセス強化などによる地域活性化でございます。

アンケート調査の結果を見ますと、四つの役割への県民ニーズに極端な差はございませんでしたが、その中でも、交通安全対策や災害対策といった、いわゆる安全・安心の確保へのニーズが最も高くなっているということが特徴であると考えております。

## 佐々木委員

安心・安全のニーズが高まっている具体的なアンケートの結果、一例でもいいですから挙げていただけますでしょうか。

## 道路整備課長

安全・安心という、そういった観点で申しますと、交通事故を減らすことですか、あるいは歩行者、自転車の安全確保ですとか、そういった点が主なものでございます。

## 佐々木委員

そのアンケート結果をどのようにこの計画に反映することになったか。この3,169の回答に対して、こういう意見が多かったからこういうことを考えたというところを具体的にお話しいただけますか。

## 道路整備課長

整備箇所を選択するに当たりましては、今回の資料にもございますが、整備の効果並びに効率性の両面からふるいにかけてわけでございます。アンケート調査の結果については、効果を判断するときに、県民の皆様からの意見の重みとして、点数付けの中にそれを反映させたところでございます。

## 佐々木委員

県民のアンケートの結果を、意見の重みとして点数付けのところに反映するというのはどういうことなのか、もう少し詳しく教えてください。

## 道路整備課長

整備効果を選択するために、重点化評価手法というものを今回取り入れております。これについて少し細かく説明いたしますと、まず、整備の効果でございますが、道路整備の目標として設定をいたしました12の個別目標の達成にどれだけ寄与するか、こういうことを点数化しておりまして、例えば整備候補箇所が高速道路のインターチェンジに接続する路線であれば、より便利で快適な道路網の形成と、こういった個別目標に寄与



するということから点数を与えると、こういった方法により評価をいたしております。そして12の個別目標ごとに点数を合算する際に、アンケート調査により把握した県民ニーズに応じた重みを付けて評価をいたしたものでございます。また、さらに、整備の効率性という観点もでございます。これは、例えば事業効果の早期発現とか、そういったものからも点数を与えると、こういう二つの面から評価をしたものでございます。

#### **佐々木委員**

行政側から12項目なりをアンケートの中身として回答してもらう中で、マル・バツ形式でそういうものにチェックをさせたのか、あるいは手書きとかそういう個別の意見みたいなものがあつたのかをお聞かせください。

#### **道路整備課長**

両方でございます。

#### **佐々木委員**

県民のニーズを把握するという意味では、私はフリーハンドで県民からいろいろな意見を聞いた方がいいと思います。もちろん、県民は行政側と違いましてプロではありませんので、実現可能性が必ずしも高くない御意見もあるかとは思いますが。こちらからこういう形式のアンケートに答えてくださいということも必要だと思いますけれども、備考欄とかそういうところに生の声があると思いますので、そういうところを大事にして県民意見の調査を今後も行っていきたいと思っております。それがやはり県民一人一人の意見を聞くという一番大事な部分になってくるのではないかと思いますので、これは要望として私からお願いをしておきます。

次に、整備の候補箇所について、市町村の意見を踏まえて抽出したと報告がございましたけれども、どのような方法で市町村から意見聴取をしたのか教えてください。

#### **道路整備課長**

まず、事前に説明会を開催いたしました。これは、市町村の方々に一堂に会していただきまして、説明会をしたものでございます。その中で、計画策定の取組について県の方から説明をさせていただき、今後の整備候補箇所につきまして、抽出する路線、あるいは区間などについて、文書により照会をして、意見を伺っております。具体的には、平成18年8月に市町村に対する説明会を開催しております。その後、11月には文書によって照会をいたしました。

#### **佐々木委員**

より県民一人一人に近いところで仕事をしているのが市町村だと思いますので、市町村の意見というのは私も非常に大事だと思います。県民の意見とともに市町村の意見もしっかりと聞いて反映していただきたいと思っております。

それから、整備箇所の選択のために重点化評価を行って、整備の効果と整備の効率性の観点から整備を行ったということでもありますけれども、もう少しこれを具体的に教えていただけますか。

#### **道路整備課長**

先ほども御説明をさせていただいたところでございますが、整備の効果と効率性、両面から評価をさせていただきました。道路整備の目標として設定をいたしました12の個

別目標に対する寄与の程度、そういうものを県民のアンケートからとらえまして、そこに点数を付ける方法、それから、整備の効率性につきましては、事業効果の早期発現という、そういった視点、例えばこれは全体事業費に対してもう既に投資済みの事業費がどのぐらいあるかといった、このような比率なども一つの目安になりますけれども、こういうものも踏まえて点数を付けるといった方法でございます。

#### **佐々木委員**

この質問の最後ですけれども、やはり道づくりについても、現場で、地域で暮らしている県民一人一人の御意見というのが私は一番大事な部分だと思います。そういう意味で、この計画はまた10年間、平成19年度から28年度までの計画期間というものでありますけれども、今後、中間の例えば5年後とか、その期間はまたいろいろあると思いますが、もう一度計画の中で県民のニーズを把握するため、県民へのアンケートを実施する、そういうことが必要ではないかと思っております。この10年間の計画の途中の段階で、その時期はまだ設定し難いと思っておりますが、再度、県民のニーズを掌握するアンケート等をやっけていく考え方があるかどうかお聞きします。

#### **道路整備課長**

当面は、このたび策定をいたします新たなみちづくり計画に基づいて事業展開を図ってまいりたいと考えております。そういったわけで、現時点では県民参加の具体的な予定というのはございませんが、今後社会経済情勢の変化などに応じて計画を見直す際には、改めて県民参加を実施することについても検討してまいりたいと、かように考えております。

#### **佐々木委員**

最後に要望ですけれども、時代の変化が非常に大きいということもあって、10年間の計画の中では、今課長もおっしゃったとおり、経済状況も変化してくると思います。そういう変化の都度、県民から意見を聞いていくことが、私は大事だと思います。県民から意見を聞いてやったんだというポーズだけで終わってしまっただけではいけないと思いますので、本当に現場の意見を反映できたと誇りを持って言えるような、そういう取組を今後もお願いしたいと思っております。要望として、県民の意識というものを常に掌握しているような取組をお願いしたいと思っております。

続きまして、道路管理関係の質問をさせていただきたいと思っております。

先日、28日の新聞に、自転車通行帯整備の記事が載っておりました。これは、県警の主導で推進していくお話だと思いますけれども、歩行者と自転車の事故とか、自動車と自転車の事故が県内ですごく多くなっているとお聞きしております。記事の中では本格的な対策に取り組んでいくということが書かれておりました。国の方が主体的に自転車対策について検討を行っているということでありますけれども、まずその経緯について教えてください。

#### **道路管理課長**

まず、経緯といたしましては、環境負荷が少なく健康増進にも資することなどから、近年、自転車の利用ニーズが高まっております。その反面、自転車の交通事故が増加しているため、事故の発生件数の減少だけではなく、歩行者や自転車が安全に通行するこ

とを目的としました交通秩序の正常化に国を挙げて取り組むことになったものでございます。これまでの経過としましては、国土交通省、あるいは警察庁によりまして、昨年度から今年の6月にかけて懇談会が行われております。今後の自転車利用の環境の在り方などについて、提言がまとめられたところでございます。これを踏まえまして、国から今年の7月12日に、自転車走行環境整備の取組についての通知がございました。3点ございまして、警察と連携して自転車走行環境の整備を推進するため、まず、1点目は緊急対策の実施、2点目は推進体制の確立、3点目は計画的な整備の推進、これらを進めることになっております。

#### **佐々木委員**

そういう中で、県としてはどのように取り組んでいくのか、このことをお伺いします。

#### **道路管理課長**

県としての取組状況でございますが、先ほど御説明した国の懇談会に並行しまして、県警の方では、平成19年2月から4月にかけて、自転車通行の危険箇所の調査を実施しております。現在、私ども道路管理者と県警とが合同で危険箇所の現地調査を進めているところでございます。また、今お話しのように、新聞でも報道されました9月の神奈川県道路交通環境安全推進連絡会議でございますが、この中に自転車対策分科会を設置しまして、県警と県などの道路管理者が連携して推進体制を確立したところでございます。

#### **佐々木委員**

今お話しいただいた神奈川県道路交通環境安全推進連絡会議の構成と、どういう内容の協議を行ったのか、もう少し詳しく教えてください。

#### **道路管理課長**

神奈川県道路交通環境安全推進連絡会議の構成でございますが、交通事故の防止を図るために、綿密な連携のもとに安全な道路の交通環境を整備する、あるいは推進することを目的としておりまして、警察及び県内の国、県、あるいは政令市などの道路管理者から構成されております。また、会議の内容でございますが、先ほどお話ししたとおり、連絡会議の中に自転車の対策分科会を設置する、あるいは自転車にかかわる事故防止対策を実施するために、推進方策あるいは今後の取組について関係者が相互に確認を行ったものでございます。

#### **佐々木委員**

この新聞の記事にもありますけれども、危険な場所が492箇所と診断されたというふうにありますけれども、県が管理している道路では、概数でいいですけどもどのぐらい危険な箇所があるのかお聞きします。

#### **道路管理課長**

昨年の2月から4月まで現地の調査を県警の方でいたしまして、全県では492箇所ございまして、そのうち県管理道路については70箇所あると聞いております。

#### **佐々木委員**

今後この緊急対策について強化をしていっていただきたいと思いますが、管理者の側として、今後どのように緊急対策に臨んでいくか、姿勢とか、心意気とか、そう

いうものを最後にお聞きします。

### 道路管理課長

危険箇所の調査といたしましては、県としましては、今後現地調査をまず実施していきます。これは、県警が現地で立会いをしまして、どのような対策が考えられるかという診断を行うわけでございます。車道におきましては、主として自転車走行が危険と考えられる場所、それから歩道におきましては、自転車と歩行者のふくそうがある箇所、このような中から平成19年度中に緊急に対策を実施すべき箇所の選定を行い、道路構造の観点から可能な場合には歩道や車道のカラー舗装化による自転車と歩行者の視覚的分離、あるいは注意喚起のための看板の設置などの対策を、今後県警と共同して順次行っていきたい、このように考えています。

### 佐々木委員

最後に要望でありますけれども、自転車の通行環境整備については、自転車は非常に環境にも優しいですし、健康増進にもつながるというようなこともありますので、自転車通行環境の整備モデル地区、そういうものを、私は県全体というよりできるところからやっていけばいいのではないかと考えております。例えば相模原駅周辺のように平らな地域も幾つかあると思いますので、そのようなモデル地区を今後設定していくことも主体的に行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問の項目といたしまして、木造住宅の耐震化の促進についてお伺いしたいと思います。

能登半島沖地震ですとか、新潟県中越沖地震とか、大震災の中では、古い木造住宅の被害、これがすごく目立ったわけでありましてけれども、その木造住宅の耐震化を図ることが、特に注目されていると思います。テレビの報道などでも、かわら屋根の木造住宅がペしゃんとつぶれてしまっていて、非常にいたたまれないような思いになったこともございます。県としまして、耐震化改修促進計画というものを3月に策定して、平成27年度までに耐震化率を90%とするという目標を立てているとお聞きしておりますけれども、その辺りのことを何点かお聞きします。木造住宅の耐震診断にかかる費用については市町村の支援をしているということでありましてけれども、県の支援による耐震診断の件数とか、その結果がどのような状況なのか、まずお伺いいたします。

### 建築指導課長

平成18年度の実績でお答えします。県の補助を受けております市町村につきましては、23市町がございます。これによって耐震診断が行われた件数は、実施件数として835件でございます。このうち、耐震診断の結果、耐震性が不足しているということで補強が必要と判定された件数は約90%の753件となっております。

### 佐々木委員

例えば木造住宅の古いところに住んでいる方も、私の地域にたくさんいるのですけれども、どこのだれにそういうことを相談したらいいか、工事をお願いしたらいいかということが分からない、そういう人も多いわけでありまして。耐震改修が必要だと思っているけれども、どうすればいいか分からず戸惑っているケースが多いと思っておりますけれども、この情報をやはり県民一人一人に、最先端まで情報提供してかなければいけないと思う

のですが、この辺の県の取組についてお伺いします。

#### **建築指導課長**

まず、住宅に御不安をお持ちの方、こういう方につきましては、県庁及び県の土木事務所でまず御相談いただくということで、窓口を設置してございます。次に、いろいろなセミナーとか耐震講習会、こういうどなたでも御参加いただけるものを開催いたしまして、その場でいろいろ御相談をお受けするという形になってございます。それから、一方、建築技術者向けに、そういう耐震診断の技術を養っていただくということで、技術者向けの講習会も開催してございます。この講習会で受講を修了した技術者でございますが、このうち希望される方につきましては、県の方で名簿をつくりましてホームページ等で公開してございます。そのような技術者を参考にさせていただいて御相談いただければと考えております。

#### **佐々木委員**

現状でそのように取り組んでいただいているのは分かっておりますし、できる限りのことはやっつけていこうとは思いますが、実際、現場の県民の方にお会いすると、知らないわけです。そういうケースが多いので、そこをどうしていくかという、更に突っ込んだ考え方で主体的に取り組んでいっていただきたいと思います。今後新たに行う、今以上の取組で考えられることがあったら教えてください。

#### **建築指導課長**

県としましては、先ほど委員がおっしゃったように、促進計画に基づきまして、いろいろな施策に取り組んでいるところでございますが、これは、やはり身近なところから普及啓発を図っていかねばいけないということで、市町村の方に促進計画を是非お作りいただきたいと考えております。そのために、近々、促進計画をどうやって推進するかということの連絡協議会を立ち上げようと考えてございまして、その中でも市町村の取組に対して、指導、助言してまいりたいと、このように考えております。

#### **佐々木委員**

おっしゃったように、市町村も促進計画をつくって、県、市町村が一体となって取り組んでいくというのが一番大事だと私も思いますし、その連絡協議会を早く回数もこなしていただいて、県民に周知徹底できるようなことを早急にやっていただきたいと思います。県内の市町村の促進計画の策定状況について、県は再三依頼をしているとは思いますが、法律上も策定に努めるということになっていると思いますが、現在の市町村の取組状況、策定状況について教えていただけますか。

#### **建築指導課長**

現在の市町村計画の策定状況でございますが、策定済みが横浜市等3市、今年度策定予定としているものが藤沢市等4市、来年度策定予定としておりますのが横須賀市ほか9市町、平成21年度以降策定としておりますのが座間市等2市、まだ未定なのが15市町村となっております。

#### **佐々木委員**

既に計画策定済みの3市を教えてくださいたいと思います。

#### **建築指導課長**

現在策定済みの3市は、横浜市、川崎市、鎌倉市でございます。

#### **佐々木委員**

県内でも、特に高齢者が単独世帯ですとか、古い住宅に住まわれているケースが多いと思いますので、市町村に対する強い要請をしていただきたいと思います。促進計画をまだ策定していない15市町村に対する県の取組、指導をどうしていくか、お伺いします。

#### **建築指導課長**

先ほどもお答えしましたとおり、連絡協議会を近々立ち上げます。この中で、市町村に対しまして、促進計画の早期策定を助言、指導してまいりたいと考えております。具体的には、その連絡協議会の中で、既に策定した市から、どんな内容で、どんなところを工夫してつくったか、あるいは策定を検討している市町からは、策定するに当たっての課題、こういうものを聞かせていただきまして、県の方から助言したい、このように考えております。

#### **佐々木委員**

最後に要望で終わりますけれども、神奈川県も県西部地震とか東海地震がいつ起きてもおかしくないという予想もあります。特に木造住宅の耐震化については、私は予防が大事だと思っております。起きてからでは遅いわけでありますので、見ていてここは危ないなど分かっているのに耐震化を進められないというのでは、県民を本当に守ることにならないと思います。いろいろな施策も含めて積極的に木造住宅の耐震化について取り組んでいただきたいと思います。最後に要望して、私の質疑を終わらせていただきます。